「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」について

平成30年2月 大東市教育委員会

大東市教育委員会と大阪府警察本部は、平成30年4月1日より、大東市立学校の児童・生徒の健全育成のため、「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」の運用を開始します。

1. 背景

児童・生徒の非行やいじめ等問題行動が多様化・深刻化し、犯罪被害に巻き込まれる事案が増加しています。そのような現状から、学校・教育委員会と地域の関係機関、中でも警察と連携して取り組むことが求められています。

2. 目的

児童・生徒の健全育成のため、また、非行やいじめ等問題行動の防止及び安全確保のため、学校と警察が 連携し、効果的な対応を図ります。

3. 連絡の内容

